

糸魚川市産前産後ヘルパー派遣事業

産前産後の体調不良等のために家事や育児が困難な家庭に、必要に応じてヘルパーを派遣します！

◇対象となる方 下記①～③のいずれかに該当する方で、糸魚川市に住所のある方

- ①妊娠中及び産後 1 年以内にある母親で、体調不良等のために家事または育児が困難であり、同居の親族から、家事又は育児の援助が受けられない方
- ②多胎による妊娠中及び産後 1 年以内の方
- ③その他市長が必要と認める方

◇サービス内容

- ①家事援助：清掃・洗濯・買い物・調理等
- ②乳児の世話：おむつ交換や授乳の補助等
- ③兄妹の世話：在宅における世話



◇利 用 料 金

時間帯	サービス費 (30 分あたり)	うち自己負担相当 (サービス費の 2 割負担)
日中 (8:00～18:00)	900 円	180 円
早朝 (6:00～8:00)	1,250 円	250 円
夜間 (18:00～22:00)		
交通費実費分	1 キロあたり 25 円	1 キロあたり 5 円

※1 回あたりの利用時間は 1 時間以上で、かつ、1 日につき 4 時間以内
(連続してサービスを利用する場合は 3 時間以内)

※買い物等にかかる交通費その他の実費相当額は利用者負担

利用料金は、サービス費と交通費を合算した額の 2 割です (100 円未満切り捨て)

例



Q 委託事業所から 10 キロ離れた自宅で、日中に 1 時間家事援助サービスを利用した場合の利用料金は？

A 1,800 円 (1 時間の利用料金) + 交通費 (20 キロ × 25 円 = 500 円) = 2,300 円の 2 割は 460 円ですが、100 円未満を切捨てし 利用料金 (自己負担額) は 400 円 です

※買い物等にかかる交通費その他の実費相当額については、別にご負担いただきます

◇利 用 期 間：母子手帳交付日から産後 1 年以内の間で、80 時間を限度とします

◇委 託 先：裏面派遣事業所

◇申し込み方法：事前に産前産後ヘルパー派遣申請書を提出してください (裏面をご覧ください)

<問合先> 教育委員会事務局 こども課 こども支援室 親子健康係
電話 025-552-1511 (代)

産前産後ヘルパー派遣事業申請から利用までの流れ

1 利用に関する相談

サービスや利用内容について、不明な点がある方、相談したい方は **こども課こども支援室** へご連絡ください。

2 利用申請書の提出

ヘルパー派遣を希望される方は、利用申請書を **こども課こども支援室、能生事務所、青海事務所** に提出してください。

申請書は **こども課こども支援室、能生事務所、青海事務所** にあります。

(ホームページからもダウンロードできます)

3 決定通知書

市は提出された申請書をもとに、派遣の可否、派遣事業所を決定し、『産前産後ヘルパー派遣決定通知書』を送付します。なお派遣事業所については、ご自宅に近い事業所を優先しますが、諸事情により調整できない場合がありますのでご了承ください。

4 サービスの日程等の調整

利用者はサービス利用希望日の 3 日前までにヘルパー事業所へ連絡をし、サービス内容の確認と日程や時間等サービスの詳細について調整します。

5 サービスの利用

決められた時間や内容の範囲でサービスを受けます。



6 利用料の納付

サービスを利用した翌月に、こども課こども支援室から納付書が届きます。指定金融機関で利用料の納付をお願いします。

<派遣事業所>

事業所名	住所	電話番号
あ・うんの心ホームヘルパーステーション	大野 73 番地	025-552-5297
糸魚川市社会福祉協議会介護センターにじ	押上 2 丁目 9 番 65 号	025-550-1025
介護サービスひろはた	横町 4 丁目 8 番 19 号	025-553-1044
ライフケアおれんじ	中央 2 丁目 3 番 35 号	025-553-1122
みどり福祉サービス	一の宮 2 丁目 8 番 19 号	025-550-0055
訪問介護事業所おうみ	田海 5600	025-561-7317